

# 「これからの1000年を紡ぐ企業認定」 募集要項

## 1. 目的

京都市では、ソーシャルビジネスに取り組む企業や、それらを応援する人々が京都に集い、京都から日本の未来を切り拓く「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」を推進しています。社会的課題をビジネスで解決することや、社会的課題を生まない新しい商品やサービス、あるいはシステムを生み出すことで持続可能な社会の構築に貢献し、ソーシャルイノベーションに取り組む企業を認定します。支援パートナーとともに、企業の目指す未来に向けた成長と発展をサポートし、「1000年先に続く持続可能な社会を形作っていく企業を後押しする」ことを目的とした制度です。この認定制度を通じて、京都に社会的企業や組織、関心のある人々が集い、自立し、担い合う、そのような社会基盤を創り上げていくことを目指します。

## 2. 対象とする企業・団体

以下のすべての条件を満たしている企業・団体を認定対象とします。

- ① 起業後3年以上の個人又は団体（民間企業、個人事業者、NPO法人、社団法人、財団法人等）で、京都市内に本社または主たる事業所の所有地を有する、又は、今年度中に京都市内に事業所等を開設する予定があること
- ② ビジネスによって社会的課題の解決を行っている、もしくは社会的課題を生まないビジネスを目指していること
- ③ ビジネスとして収益が成り立っていること
- ④ 全組織的な取組として、マルチステークホルダー（消費者、従業員、株主、取引先、地域社会、地球環境など）に対し、配慮した経営を行っていること
- ⑤ 社会に対して大きなインパクトのある取組になっていること

## 3. 応募方法・必要書類

- ・申請書（当研究所HP（<http://www.social-innovation.kyoto.jp/>）よりダウンロードください。）
- ・直近3期分の貸借対照表、損益計算書（様式自由）

## 4. 募集期間・申請方法

応募を検討されている方はまずは事前に当研究所までご相談下さい。

※2018年8月1日(水)～9月30日(日)の間にメールにてご申請ください。

## 5. 認定審査の流れ

- |        |  |
|--------|--|
| 10月～2月 | 申請書のブラッシュアップ、訪問調査の実施（経営者、従業員、ステークホルダーの方へのヒアリングを実施します。） |
| 2月     | プレゼンテーション審査、審査結果（内示）                                   |
| 4月     | プレスリリース、認定授与式、告知イベント開催                                 |

## 6. 評価基準

持続可能な社会を紡ぐ企業に必要な、①経営理念の実践、②マルチステークホルダーへの配慮、③ソーシャルイノベーションの創出の3つの視点から評価を行います。

## 7. 認定企業に対するサポート

認定企業の叶えたい未来を実現し、加速するためのサポートを支援パートナーと共に行います。

＜支援パートナー＞（順不同。2018年7月現在）

京都市／京都府／京都商工会議所／京都銀行／京都中央信用金庫／京都信用金庫／  
日本政策金融公庫／フューチャーベンチャーキャピタル(株)／READYFOR(株)／京都試作センター(株)／  
(株)ウエダ本社／(株)福市／(株)サステナ／(株)SoooooS.カンパニー／(株)実業広告社／パタゴニア日本支社  
（公財）信頼資本財団／（一社）京都ソーシャルビジネス・ネットワーク／（一社）リリース／  
（一社）京都府中小企業診断協会／京都CSR推進協議会／京都中小企業家同友会／  
京都移住計画／NPO法人 グリーنز／NPO法人 ミラツク

※今後、上記のパートナー以外にも参画を呼びかけ、サポートの輪を広げていきます。

## 8. 審査委員（50音順）

明致 親吾 氏（京都CSR推進協議会会長）

上田 誠 氏（京都市産業観光局長）

岡村 充泰 氏（京都スタイル(株)代表取締役社長、(株)ウエダ本社代表取締役社長）

熊野 英介 氏（(公財)信頼資本財団理事長）

榊田 隆之 氏（京都信用金庫理事長）

高津 玉枝 氏（(株)福市代表取締役）

西本 清一 氏（(公財)京都高度技術研究所理事長）

原 良憲 氏（京都大学経営管理大学院院長・教授）※審査委員長

松本 直人 氏（フューチャーベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長）

## 9. その他

### 認定の期間

この認定制度は、企業の「四方良しのあり方」についての審査を行う性格上、永続的な認定ではなく、認定した日から3年を経過した日の属する年度の末日とする有限の認定です。ただし、認定企業は、有効期間満了後においても引き続き認定を受けようとするときは、当該期間を更新することができます。（原則2回を限度）

### 取り消しについて

取り消しについて認定企業が評価基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他認定企業として適当でなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことがあります。

## 10. 申請・問合せ先

### 京都市ソーシャルイノベーション研究所

（公益財団法人 京都高度技術研究所（ASTEM）内）

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134番地

TEL 075-366-5527 FAX 075-366-5529

URL <http://www.social-innovation.kyoto.jp/>

MAIL [silk@astem.or.jp](mailto:silk@astem.or.jp)

担当：石井・田中・山中・川勝